

# 受動喫煙の防止に関する意見について

項目	がん対策北海道議会議員の会 北海道受動喫煙防止条例検討委員会作成 北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）	改正健康増進法の規定
1 目的	・道の施策の基本的事項を定め、受動喫煙防止施策を総合的に推進	・「望まない受動喫煙」をなくす ・受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮 ・施設の類型、場所ごとに対策を実施
2 基本理念	・たばこの煙の健康影響や他人の生活を妨げるおそれについて、関係者で認識を共有 ・受動喫煙防止は、全ての道民が自らが意図しない受動喫煙を回避することができ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進 ・家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進	・（規定なし）
3 責務	[道] ・受動喫煙防止の施策を総合的に推進 ・受動喫煙防止の理解促進に向けた普及啓発	[国及び地方公共団体] ・受動喫煙に関する知識の普及、防止に関する意識の啓発 ・環境整備、受動喫煙防止のための対策を推進 ・受動喫煙に関する調査研究（国のみ）
	[道民] ・受動喫煙の健康への悪影響を正しく理解し、国、道及び市町村の施策に協力 [喫煙者] ・受動喫煙の原因となる行為を自覚し、受動喫煙を生じさせないよう努める ・特に未成年者、妊婦及び高齢者に配慮	[全ての人] ・指定場所以外での喫煙の禁止 ・喫煙をする際、望まない受動喫煙防止のため、周囲の状況に配慮
	[事業者] ・受動喫煙の健康への悪影響や受動喫煙防止の取組についての理解を深め、受動喫煙防止措置に努める [公共的施設等管理者] ・管理する施設の受動喫煙防止措置に努める	[施設の管理権限者等] ・喫煙場所を設置する場合は、望まない受動喫煙を防止できる場所とするよう配慮 ・喫煙専用室等を設置する場合、喫煙場所及び出入口への標識の掲示 ・喫煙禁止場所に喫煙用の器具等を設置してはならない
		[関係者の責務] ・望まない受動喫煙に、相互に連携を図りながら協力するよう努める
	[市町村、国との連携] ・市町村が行う地域の実情に応じた受動喫煙防止のための取組への連携協力 ・国と連携協力して受動喫煙防止対策の推進を図り、必要な措置を講じるよう要請	

項目	がん対策北海道議会議員の会 北海道受動喫煙防止条例検討委員会作成 北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）		改正健康増進法の規定			
4 基本的施策	<p>[道の施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民に対する受動喫煙防止に関する意識の高揚、公共的施設等で必要な措置が講じられるよう環境整備</li> <li>・道民、事業者等に対し、受動喫煙防止に自ら取り組めるよう、普及啓発その他必要な措置を講じる</li> <li>・市町村、事業者及び公共的施設管理者に対して受動喫煙防止に関する取組を行えるよう、必要な技術的知識その他の情報を提供</li> </ul>		<p>[道の施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙に関する知識の普及、防止に関する意識の啓発（地方公共団体の責務（再掲））</li> <li>・環境整備、受動喫煙防止のための対策を実施（地方公共団体の責務（再掲））</li> </ul>			
	<公共的施設等>		<第1種施設>			
	医療施設、児童福祉施設、学校（小・中・高等学校）等	施設内及び敷地内禁煙 【要表示】	幼稚園、保育所、小・中・高等学校等	屋内	禁煙	
				屋外	禁煙 (例外) 喫煙場所設置可【要表示】	
	大学、体育館、不特定かつ多数の者が利用する官公庁施設等	施設内禁煙【要表示】	大学、病院、行政機関等	屋内	禁煙	
				屋外	禁煙 (例外) 喫煙場所設置可【要表示】	
	上記以外の施設	施設内禁煙（努力義務） 【要表示】 (例外) 喫煙専用場所設置可【要表示】	<第2種施設>			
			飲食店	屋内	禁煙 (例外) 喫煙専用室設置可【要表示】	
			※小規模店	屋内	<新規> 2020.4月～上記同様 <既存> 禁煙・分煙・喫煙を選択可【要表示】	
			ホテル・旅館	客室	喫煙可	
				客室以外屋内	禁煙 (例外) 喫煙専用室設置可【要表示】	
			その他すべての施設	屋内	禁煙 (例外) 喫煙専用室設置可【要表示】	
				屋外	喫煙可	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は喫煙禁止場所とはしない</li> <li>・加熱式たばこは、当分の間、他人の健康への影響が明らかでないたばことして指定</li> </ul>		
5 罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（規定なし）</li> </ul>		<p>[全ての者]</p> <p>《50万円以下》標識の汚損等</p> <p>《30万円以下》喫煙禁止場所における喫煙（指導後）</p> <p>[施設の管理権限者等]</p> <p>《50万円以下》喫煙器具の撤去、標識の掲示の指示不履行</p> <p>《30万円以下》標識の除去等の指示不履行</p> <p>《20万円以下》立ち入り検査への対応等</p>			